

＜新旧対照表＞

改正後	改正前
<p>基本原則3 教育研究の発展</p> <p>公立大学は、地域における高等教育機関の中心的存在として大学が普遍的に有する教育機会の均等の実現、高度な教育による社会の持続的発展を支える高度人材の輩出、社会にとって普遍的な価値をもたらす高度な学術研究の推進、社会の各層に対する大学の知的価値の提供などの社会的貢献等様々な機能を変化させつつ、高度化していく責務がある。</p> <p>そのため、学長には、その設置目的に示されたミッションとの整合を図りながら、全体として調和のとれた大学運営を実現するために、全学的な視点で行われる教学マネジメントを確立し、教育研究等の質の不断の見直しのためのマネジメントの強化に取り組むことが求められる。</p> <p style="color: red;">さらに、今後の 18 歳人口の激減や AI の普及などの社会環境の変化を展望し、必要となる教育改革を実現することが求められる。</p>	<p>基本原則3 教育研究の発展</p> <p>公立大学は、地域における高等教育機関の中心的存在として大学が普遍的に有する教育機会の均等の実現、高度な教育による社会の持続的発展を支える高度人材の輩出、社会にとって普遍的な価値をもたらす高度な学術研究の推進、社会の各層に対する大学の知的価値の提供などの社会的貢献等様々な機能を変化させつつ、高度化していく責務がある。</p> <p>そのため、学長には、その設置目的に示されたミッションとの整合を図りながら、全体として調和のとれた大学運営を実現するために、全学的な視点で行われる教学マネジメントを確立し、教育研究等の質の不断の見直しのためのマネジメントの強化に取り組むことが求められる。</p> <p style="color: red;">(新設)</p>

改正後	改正前
<p>原則3－1全学的視点に立った教学マネジメントの実現 (略)</p>	<p>原則3－1全学的視点に立った教学マネジメントの実現 (略)</p>
<p>原則3－1－4 社会環境の変化を展望した教育改革の推進 公立大学は、今後の18歳人口の激減やAIの普及などの社会環境の変化を展望し、カリキュラム改革をはじめとする、必要な教育改革について迅速に取り組む。</p>	<p>(新設)</p>
<p>原則3－2 教育研究の水準の向上を支える内部質保証システムの構築 (略)</p>	<p>原則3－2 教育研究の水準の向上を支える内部質保証システムの構築 (略)</p>
<p>原則3－2－2 教育の質・学修の質を担保するためのモニタリング 公立大学は、原則3－1－3で掲げた取組みを通じて、学修者本人や社会が期待する学修成果を示すことが教育の質保証の観点から重要である。したがって、学修成果の継続的なモニタリングを行い、原則2－4－1で掲げる法定事項のみならず、学修者や社会が求める情報の公表も積極的に進める。</p>	<p>原則3－2－2 教育の質・学修の質を担保するためのモニタリングと認証評価の活用 公立大学は、原則3－1－3で掲げた取組みを通じて、学修者本人や社会が期待する学修成果を示すことが教育の質保証の観点から重要である。したがって、学修成果の継続的なモニタリングを行い、原則2－4－1で掲げる法定事項のみならず、学修者や社会が求める情報の公表も積極的に進める。また他大学との差異や、それぞれの大学の強みや特色を分析し、打ち出していく上でも重要な仕組みとして、認証評価等の外部評価を活用する。</p>
<p>原則3－2－3 認証評価等の積極的な活用 公立大学は、他大学との差異や、それぞれの大学の強みや特色を分析し、打ち出していく上でも重要な仕組みとして、認証評価等の外部評価を積極的に活用する。</p>	<p>(新設)</p>